北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）に係る環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しましたので、法第七条及び法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　ひびきウインドエナジー株式会社

代表者　代表取締役　穐山　泰治

所在地　北九州市若松区浜町一丁目一八番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）

種類　風力（洋上）

規模　発電所の出力

最大二十二万キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

福岡県北九州市若松区響灘における「再生可能エネルギー源を利活用する区域」

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福岡県北九州市

五、方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

北九州市役所　港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課（北九州市小倉北区城内一番一号）

北九州市若松区役所　総務企画課（北九州市若松区浜町一丁目一番一号）

北九州市若松区役所　島郷出張所（北九州市若松区鴨生田二丁目一番一号）

北九州市エコタウンセンター（北九州市若松区向洋町一〇番地二〇）

九電みらいエナジー株式会社（福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号　小学館ビル三階）

縦覧期間

平成三十年四月二日（月）から平成三十年五月七日（月）まで

（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。但し、エコタウンセンターは土曜日は開館。）

縦覧時間

午前八時三十分（エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午前九時）から午後十七時十五分（島郷出張所、エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午後十七時）まで

方法書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成三十年四月二日（月）から五月七日（月）までご覧いただけます。

六、意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成三十年五月二十一日（月）必着

提出方法

左記まで郵送してください。

〒八一〇―〇〇〇四

福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号　小学館ビル三階　九電みらいエナジー株式会社内

ひびきウインドエナジー株式会社　宛

意見書の提出に必要な事項

①　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　意見書の提出の対象である方法書の名称

③　方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

八、方法書の説明会を開催する日時及び場所

開催日時　平成三十年四月十二日（木）午後七時から午後八時まで

開催場所　若松市民会館（北九州市若松区本町三丁目一三番一号）

開催日時　平成三十年四月一三日（金）午後七時から午後八時まで

開催場所　島郷市民センター（北九州市若松区鴨生田二丁目一番一号）

平成三十年四月二日

北九州市若松区浜町一丁目一八番一号

ひびきウインドエナジー株式会社

代表取締役　穐山　泰治

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年４月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ファニツーリスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5561号　④金宮薫子　東京都荒川区町屋６丁目６番16号　⑤本社　東京都荒川区町屋６丁目６番16号　⑥平成17年１月25日　⑧平成30年２月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都荒川区町屋６丁目６番16号　金宮薫子

Ｂ　①株式会社マイルストーン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5995号　④株式会社マイルストーン　東京都葛飾区東水元２―37―10　代表取締役　石塚始江　⑤本社営業所　東京都葛飾区東水元２―37―10　⑥平成20年２月５日　⑧平成30年２月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区東水元２―37―10　株式会社マイルストーン　代表取締役　石塚始江

Ｂ　①株式会社メイシュン（ビーチ婚）　②第３種旅行業　③東京都知事旅行業第３―6625号　④株式会社メイシュン　東京都新宿区新宿５丁目13番９号　代表取締役　七田幸彌　⑤カフェサロン新宿　東京都新宿区新宿３丁目19番４号　シティバンクビルディング６Ｆ　⑥平成24年7月11日　⑧平成29年7月11日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿５丁目13番９号　株式会社メイシュン　代表取締役　七田幸彌

Ｃ　①一般社団法人信州千曲観光局　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３―593号　④一般社団法人信州千曲観光局　長野県千曲市上山田温泉２丁目12番地10　代表理事　山本高明　⑤長野県千曲市上山田温泉２丁目12番地10　⑥平成29年４月25日　⑨平成30年１月24日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫長野県千曲市上山田温泉２丁目12番地10　一般社団法人信州千曲観光局　代表理事　山本高明